

まん延防止等重点措置対象区域への指定に伴う 施設利用及び事業・イベントに係る対応方針

令和3年4月26日

草加市新型コロナウイルス対策本部

草加市がまん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことから、一部の施設を除き、まん延防止重点措置指定日より市内公共施設の利用及び事業・イベントの制限について次のとおり見直します。

1. 対象期間

- ・令和3年4月28日（水） ～ 令和3年5月31日（月）

2. 対象施設及び事業・イベント

- ・市内公共施設及び学校開放施設
- ・市（委託業者を含む）及び実行委員会等が実施する事業やイベント

3. 対応内容

- ・市内公共施設及び学校開放施設の利用時間を午後8時までとします。
 - －原則、午後8時以降の時間帯を含む区分の利用は不可とします。
 - －申出により、午後8時までの利用を希望する場合は、減額等は行わないことを条件に貸出を可能とします。
 - －感染リスクの高い、次の用途での施設利用は不可とします。
 - カラオケ、合唱、コーラス、歌唱、息を吹く楽器の利用、入浴サービス、会食を伴う活動（バーベキュー含む）
- ・事業、イベントの開催時間を午後8時までとします。
- ・令和3年4月28日の水曜窓口は、従来通り、21時までの運用とします。

※市内公共施設の利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（令和3年4月21日改定）」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。